

令和3年3月6日

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた市有施設の休止及び市主催のイベント等の中止等について

■概要

新型コロナウイルス感染症について、令和3年3月5日、国において、埼玉県を含む1都3県を区域として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が、令和3年3月21日まで期間を延長した。

これを受け、埼玉県では、同年3月5日、「埼玉県における3月8日以降の緊急事態措置等について」を発表し、引き続き、不要不急の外出自粛等が示され、市では、埼玉県からの要請を踏まえ、市有施設及び市主催のイベント等について、引き続き、下記のとおり、対策を講じることとした。

記

1 市有施設の休館

これまでの取扱いを令和3年3月21日（日）まで延長する。

※子育て支援センター（つどいの広場を含む。）は、子育て支援の観点から前倒して再開できるように、準備を進める。

なお、再開にあたっては、感染防止対策を徹底する。

2 市主催イベント等の取扱い

これまでの取扱いを令和3年3月21日（日）まで延長する。